

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十七条関係）

課の文書記号

市町村支援部			県立学校部								教育総務部						課名	文書記号															
生徒指導課	教職員採用課	義務教育指導課	小中学校人事課	人権教育課	ICT教育推進課	保健体育課	特別支援教育課	魅力ある高校づくり課	高校教育指導課	県立学校人事課	文化財・博物館課	生涯学習推進課	福利課	教職員課	財務課	総務課	教生指	教採	教義指	教小	教人	教I推	教保体	教特	教魅	教高指	教県	教文博	教生推	教福	教職	教財	教総

所の文書記号

教育機関										教育事務所				所名	文書記号
県立大滝げんきプラザ	県立加須げんきプラザ	県立文書館	県立自然の博物館	県立近代美術館	県立嵐山史跡の博物館	県立さきたま史跡の博物館	県立歴史と民俗の博物館	県立久喜図書館	県立熊谷図書館	県立総合教育センター	東部教育事務所	北部教育事務所	西部教育事務所		
大プ	加プ	文書	自博	近美	嵐博	埼博	歴民博	久図	熊図	総セ	東教	北教	西教	南教	

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。